

はじめに

## 一、労働者災害補償保険法とは、何か？

1. 補償の目的とは？
2. 補償する対象者は誰を指しているのか？
3. 補償内容は？
4. 労災保険の歴史とは？

参考資料8P～15P参照

## 二、労災遺族年金手続きの順次について（基本事項の流れ）

### 1. 日常的な病歴の管理と記録をとること

- 1) 日常の治療・投薬・手術等の理解（確認）と記録。手術の目的や副作用のリスクなどの確認をすること。

特に、受傷時の輸血の有無と輸血によるC型肝炎発症の有無の確認は必ずして下さい。感染している場合は、感染との診断記載カルテの写しを取って下さい。

- 2) 疾病（病気）になって、治療を受けたら、その疾病が脊髄損傷の併発疾病（基発616号通達・25疾病）なのか照合（有無）確認すること。また、日ごろから、脊損と関係ないと思える病気を含めて病歴の記録しておき、随時医師に併発疾病についての、因果関係を確認すること。

資料 1

- 3) なお、障害年金受給者で、併発疾病に罹ったら「再発認定申請書（参考資料28P）」の手続きをし、「傷病年金に切り替えること」。

褥瘡等の併発疾病の治療・手術治療は、「国民保険で治療しないこと」。何故なら、「病歴が労災カルテに記録されない＝因果関係となる治療経過の「物証」が残らない」こと、つまり、根拠となる証拠を捨てることです。再発認定申請書を労働基準監督署に請求し、医師に書いてもらう。

資料 2

### 2. 死亡後における手順・・・以下は、支部役員のサポートが重要です。

※家族は、支部役員と連絡を必ず取り、打ち合わせをすること。

事前に、連絡体制を図っておくこと。

- 1) 死亡に至った、前6か月から一年間くらいの病歴を整理（年表にする）し、病歴の進行と経過の中で、それぞれの疾病と疾病の因果関係について

医師に確認すること。

- 2) 「死亡診断書（死体検案書）参考資料24P」の記載は、同書の左側に注意書きにあるような（例えば、心不全・心停止など、呼吸不全）、とは記載せず。

これらは、死亡に至る病名ではありません。身体・機能状態です。死亡に至らしめた「源（みなもと）」の疾病（病気）で、死亡に起因したものを書き、あとは、その疾病にもっとも影響を及ぼした疾病順に記載してもらってください。「①疾病（源疾病）の確認。次に、「源疾病」①疾病」に最も影響をもたらした「②疾病」。次に影響をもたらした「③疾病」等の順に医師に確認しながら書いてもらうこと。

※併発疾病について、病歴を確認して、因果関係の順に書いてみること。

医師に診断書を記載してもらったら、支部役員で「記載事項」を確認してから提出すること。（織田にFAXしていただければチェックします）

- 3) 脊髄損傷にかかる併発疾病があれば因果関係を①～③の順序に死亡診断書（死体検案書）は記載してもらうこと。

特に、診断書の最下段の上、「その他特に付言すべき事項」という欄には、必ず、因果関係ある疾病や関係する手術・病名などを記載してもらうこと。例えば、肝臓癌が原因で亡くなった場合に、受傷時に「輸血」をし、慢性肝炎が進行して、癌に至ったなどです。（別紙でも良い）

別紙に「因果関係」について医師の所見を書いてもらうことが重要です。

資料 3

- 4) 管轄の労働基準監督署に遺族年金申請の書類一式を請求する。  
参考資料 20P 請求用紙と添付書類 21P 不服申し立て  
22P 遺族補償年金支給請求書  
※労働基準監督署や関係機関への連絡及び問い合わせした場合には、担当者の氏名を確認し、対応の内容は、必ずメモをとること。
- 5) 「因果関係が危ういとき（微妙なとき）」は、医師へ病理について詳しく問い直すこと。また、複数の医師の所見を聞くことも大事です。その上で、因果関係が一部でもあるとの記載できた場合には、その他の関係書類を準備（診断書等）し、管轄の労働基準監督署に申請する。
- 6) 脊髄損傷との「因果関係」が、全く診られないとの「診断」に至った場合には、「長期家族介護者援護金支給（H7.4.3 実施）」の手続きを行う。

申請書は、管轄の労働基準監督署に請求する。**参考資料30P申請書**  
ただし、併発疾病ではない「脳出血」の場合でも、人工透析暦等背損  
に起因する場合があるので要注意です。（鹿児島の事例あり）

### 3. 遺族年金の請求が「却下」された場合には、

- 1) 年金の不支給決定通知を受け取ったら、支部役員に連絡をすること。
- 2) 支部役員で、再度「因果関係」について検証し、「因果関係」の「論証＝証拠（医学的根拠）」を整理、確認の上、再審査の必要事項がある場合は、再審査請求を提出する。（規則様式第一号・労働保険審査請求書は労働基準監督署請求する） **参考資料25P～26P**
- 3) 二項の再審査請求の結果、再び「却下」された場合は、本部労災担当者  
と打ち合わせて「再々審査請求」をするかどうかを協議上、決める。

### 4. 申請は、家族（遺族）が行うことになるので、上記事項を会員は家族に周知徹底を図ること。

家族が事前の「準備・記録」などをしていない場合は、申請への対応はできず。医師の書いた診断書のままに提出することになり、何等、疑問を問うこともできないこととなりますことを承知しておいて下さい。

支部は、家族への周知化を図るために、次のことを実施すること。

- 1) 支部担当者のネットワーク化。  
県内を幾つかに分割して支部担当者をおき、死亡会員の家族は該当地域の支部担当者に必ず連絡をして、相談すること。
- 2) 会員・家族への研修の実施
- 3) その他の事項  
労働基準監督署の担当者も年金相談所の職員も、そして、診断書を書く医師も、決して、当事者（背損者）の側に立って、物事を進める、取り組むとは、「限らない」ということも承知しておいて下さい。